

区民委員会陳情説明資料

令和元年8月20日

件 名

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 受理番号 9 | 選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情 | 1 |
| 2 受理番号 10 | 国民健康保険料が上がらないようにするとともに、都や国にその財政措置を求める意見書の提出を求める陳情 | 2 |

(区 民 部)

件 名	受理番号 9 選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情
所管部課名	区民部戸籍住民課
陳情の要旨	国及び関係諸機関に対して、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する意見書を提出することを求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び 経過	<p>夫婦の氏は、民法第 750 条で、夫または妻の氏を称する夫婦同姓を規定している。民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから、20 年以上が経過している。</p> <p>1 法務省の動向</p> <p>(1) 平成 8 年 2 月 26 日に、法制審議会は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し又は各自の婚姻前の氏を称する」とする民法改正案を作成し、選択的夫婦別姓制度の導入を提言した。</p> <p>(2) 平成 8 年及び平成 22 年に民法改正法案を準備したが、国会に提出するに至らなかった。</p> <p>2 最高裁判所の判決</p> <p>平成 27 年 12 月 16 日に、最高裁判所は、夫婦同姓を規定する民法第 750 条は憲法に違反しないとの判断を示した。</p> <p>3 内閣府の第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日決定）選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ検討を進める。</p> <p>4 東京都内の新たな動向</p> <p>(1) 令和元年 6 月 19 日には、東京都議会において、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に関する請願が賛成多数で可決された。</p> <p>(2) 17 区で陳情の提出がなされ、そのうち 5 区で採択された。</p> <p>5 旧氏併記制度</p> <p>住民票やマイナンバーカードに旧姓を記載できる旧氏併記制度が、令和元年 11 月 5 日から実施予定である。</p>
問題点等	

件 名	受理番号 10 国民健康保険料が上がらないようにするとともに、都や国にその財政措置を求める意見書の提出を求める陳情
所管部課名	区民部国民健康保険課
陳情の要旨	<p>1 これ以上、国民健康保険料が上がらないようにすること。払える国民健康保険料にすること。</p> <p>2 国や都に対し、国民健康保険の安定的な運営のため十分な財政措置を求める意見書を提出すること。</p>
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 これ以上、国民健康保険料が上がらないようにすること。払える国民健康保険料にすることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別区長会は国などに対し、国民皆保険が安定的かつ持続的な運営ができるよう、保険者へのさらなる財政支援と低所得者層へのより一層の負担軽減を求めている。 <p>2 国や都に対し、国民健康保険の安定的な運営のため十分な財政措置を求める意見書を提出することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区はこれまで国に対し、保険者へのさらなる財政支援を求めてい
問題点等	